

告示

埼玉県告示第千二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
齊藤内科胃腸医院	名称	齊藤外科胃腸科医院	齊藤内科胃腸医院
在宅看護センター風	所在地	草加市金明町五六八 ープラザナカムラー 〇一	草加市金明町四一六 ー金明駒崎ビル二〇 二
訪問看護ステーション（仮称）	所在地	深谷市萱場二ー二〇 コーポハウデイ二〇 五号室	深谷市西島六 Kmフ ローレンス西島A棟一 〇三号室

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	名称	所在地		
本多 正成	施術所			
	名称		（追加）	セリオ治療院
	所在地		（追加）	本庄市寿一ー二一 ー一一

根岸
諒

施術所

所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	さいたま市見沼区東大宮四―二六―三 鯨井ビル二〇一	株式会社アメニティサービス
二 一六―一二―二〇 入間市東藤沢四―	KEiROW入間ステーション	号室 A―NASU二〇五	東京都板橋区徳丸 一―九―一七CAS	KEiROW東武練馬ステーション	さいたま市緑区中尾 三四三―一―二〇 一	KEiROWさいたま緑区ステーション	KEiROW川越ステーション